

令和8年度 国保だより

令和8年度の国民健康保険税額が決定しました。保険税額については、同封の納税通知書にてご確認ください。

1 保険税の算出方法について

国民健康保険税は、以下の4項目で構成されています。

年税額

=

医療保険分

+

後期高齢者支援金分

+

介護保険分

+

子ども・子育て支援金分

4項目の算出方法は下表のとおりとなります。なお、年税額は賦課限度額を超えることはありません。

		医療保険分 (加入者全員)	後期高齢者 支援金分 (加入者全員)	介護保険分 (40～64歳の 加入者)	子ども・子育て支援金分 (18歳以上の加入者)
所得割額	所得割対象額	5.2%	2.6%	2.5%	0.27%
均等割額	加入者数	19,100円	8,600円	10,800円	1,100円 18歳以上均等割 70円※
平等割額	一世帯あたり	22,800円	10,200円	8,800円	720円
賦課限度額		67万円	26万円	17万円	3万円

所得割対象額：(総所得金額－基礎控除額(43万円))【世帯内の国保加入者分を合算】

◎令和8年度から、「子ども・子育て支援金」が創設され、「子ども・子育て支援納付金分」が加算されます。この制度は、全ての世代の皆様から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

※18歳未満被保険者の方は「均等割額」が全額軽減されます。軽減された「均等割額」については、18歳以上被保険者が補うものとし、女川町では、18歳以上の被保険者一人あたり70円を追加で負担していただきます。

世帯主及びその世帯の国民健康保険加入者の総所得金額等の合計が下記の基準以下の場合、所得の額に応じて均等割額と平等割額が軽減されます。※世帯内に未申告の方がいると、軽減の対象にならない場合があります。

7割軽減	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯
5割軽減	43万円＋31万円×被保険者等＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯
2割軽減	43万円＋57万円×被保険者等＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯

※太線部は給与所得者等の数が2人以上の場合のみ計算対象となります。

※「給与所得者等」とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上))を受ける方のことです。

※「被保険者等」とは、国民健康保険の資格を有する方及び国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(特定同一世帯所属者)の合計で判定します。

2 保険税の納付方法について

特別徴収の方：原則として年金から保険税が天引きとなります。

普通徴収の方：納付書または口座振替にて納めていただきます。

※年度途中で75歳になられる方は、納付方法が普通徴収に変更となります。

女川町ではコンビニエンスストアでの納付を実施しています。納付可能なコンビニエンスストアにつきましては、納付書の裏面をご参照ください。なお、7月以降の納期については下表のとおりです。

3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
7/16～ 7/31	8/16～ 8/31	9/16～ 9/30	10/16～ 11/2	11/16～ 11/30	12/16～ 12/25	1/16～ 2/1	2/16～ 3/1

3 産前産後期間の保険税免除措置について

出産被保険者に係る産前産後期間の所得割と均等割の免除措置が受けられます。

【対象者】

- 出産する予定の被保険者又は出産した被保険者

妊娠 85 日（4 か月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。）

【軽減内容】

- 単胎出産の場合は、予定日（出産日）が属する月の前月から出産の予定日が属する月の翌々月（以下「産前産後期間」という）の計 4 か月分の所得割と均等割を免除します。
- 多胎出産の場合は、予定日（出産日）が属する月の 3 か月前から出産の予定日が属する月の翌々月の計 6 か月分の所得割と均等割を免除します。

4 未就学児（子ども均等割）軽減について

【対象者】

- 国民健康保険に加入する未就学児（6 歳に達する日以降 3 月 31 日までの間にある方）

【軽減内容】

- 均等割額を 2 分の 1 に軽減
- 7・5・2 割の法定軽減に該当する場合は、法定軽減後の均等割額の 2 分の 1 が軽減されます。

5 非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減について

【対象者】次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- （1）離職した時点で 65 歳未満の方
- （2）雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知を持っている方
- （3）「雇用保険受給資格者証」に記載される離職理由が次のいずれかの方
 - ・特定受給資格者 11、12、21、22、31、32
 - ・特定理由離職者 23、33、34

【軽減内容】

離職日の翌日の属する年度の翌年度末までの間、失業者の前年の給与所得を 30/100 にして国民健康保険税を算定する。

【必要書類等】

雇用保険受給資格者証等、マイナンバーカード、資格確認書

※ハローワークで雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知を受け取ってから届け出してください。

6 特別な事情による減免制度について

災害（東日本大震災は除く）・失業（定年退職などの場合を除く）・疾病・会社の倒産などの特別な事情により、保険税を納めることが困難な場合は、申請により国民健康保険税が減免となる場合があります。

- ・災害…台風・地震・火事等により家財または住宅に被害があった方や納税義務者が死亡または障害者となった場合など（東日本大震災は除く）
- ・失業、疾病…失業などの事由により所得が激減し、世帯員全員の今年の所得見込額が前年の所得より半分以下であり、前年中の合計所得金額が 660 万円以下の方
- ・倒産…会社が倒産し、所得が激減した方

【減免申請期間】

納期限の 1 週間前までに申請をしてください。（遡って減免はできませんので、ご注意ください。）

※必要書類・減免割合は、対象者により異なるため、事前に役場税務課までご相談ください。